

## 騒音、振動に係る特定施設一覽表

特定施設名		騒音 関係		振動 関係	
		山形県生活環境の保全等に関する条例	騒音規制法	山形県生活環境の保全等に関する条例	振動規制法
金属加工機械	圧延機械	合計2.2kW以上22.5kW未満	合計22.5kW以上		
	製管機械	—	すべて		
	ハンディンクマシン(0-ル式)	2.2kW以上3.7kW以下	3.75kW以上		
	液圧プレス	矯正プレス2.2kW以上	すべて(矯正プレスを除く)		すべて(矯正プレスを除く)
	機械プレス	呼び加圧能力294kN未満	呼び加圧能力294kN以上		すべて
	せん断機	2.2kW以上3.7kW以下	3.75kW以上		1kW以上
	鍛造機	—	すべて		すべて
	ワイヤフォミングマシン	—	すべて		37.5kW以上
	ブラスト(タブラスト以外)	密閉式2.2kW以上	密閉式以外		
	タンブラー	—	すべて		
	自動旋盤	2.2kW以上			
	平削盤				
	フライス盤				
	研磨機				
	高速切断機	といしを用いるもの以外2.2kW以上			
	切断機	—	といしを用いるもの		
ニューマチックハンマー	2.2kW以上				
圧縮機等	圧縮機	空気圧縮機 2.2kW以上7.5kW未満	空気圧縮機 7.5kW以上		7.5kW以上
	送風機	2.2kW以上7.5kW未満	7.5kW以上		
	クーリングタワー	2.2kW以上	—		
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい、分級機		2.2kW以上7.5kW未満	7.5kW以上	2.2kW以上7.5kW未満	7.5kW以上
織維機械	織機	—	原動機を使用するもの		原動機を使用するもの
	打綿機	2.2kW以上			
	混打綿機				
	自動回転かせ染機				
	工業用ミシン	原動機使用3台以上			
	撚糸機	原動機を使用するもの			
自動編物機械					
建設用資材機械	コンクリートプラント(気ほうプラントを除く)	混練容量0.45m <sup>3</sup> 未満	混練容量0.45m <sup>3</sup> 以上		
	コンクリートブロック製造機械	2.2kW以上		2.2kW以上2.95kW未満	合計2.95kW以上
	コンクリート管・柱製造機械			2.2kW以上10kW未満	合計10kW以上
	アスファルトプラント	混練重量200kg未満	混練重量200kg以上	—	—
木材加工機械	ドラムハンカ		すべて		すべて
	チップパー		2.25kW以上		2.2kW以上
	碎木機		すべて		
	帯のご盤	2.2kW以上15kW未満	15kW以上		
	丸のご盤				
	かなな盤	—	2.25kW以上		
紙工機械	抄紙機	—	すべて		
	コルゲートマシン	2.2kW以上			
	ステッチャー				
	0-タリ-スリッター				
	ホルダーグループ				
印刷機械	—	原動機を使用するもの	—	2.2kW以上	
ゴム練用または合成樹脂用0-ル機		—	—	—	カッタ0-ル機以外 30kW以上
合成樹脂用射出成形機		—	すべて	—	すべて
鑄造機械	鑄造型機	ジヨルト式以外2.2kW以上	ジヨルト式		ジヨルト式
	ダイカスト機	2.2kW以上	—		—
石材加工機械	石材引割機	2.2kW以上			
	研磨機				
缶洗浄機	2.2kW以上	—	—	—	—
起重機械	クレーン	2.2kW以上			
	ホイスト				
穀物用製粉機		0-ル式2.2kW以上7.5kW未満	0-ル式7.5kW以上	—	—

※ 表中kW表示のものは原動機の出力(1馬力は0.746kWに相当)